

福井市週休 2 日制促進工事实施要領

(趣旨)

第 1 条 建設業界では、若手や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。そのため、福井市では、官民一体となって、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業の週休 2 日(4 週 8 休相当)への更なる普及に向け取り組むことを目的に、「福井市週休 2 日制促進工事实施要領」を策定し、取り組むこととする。

(週休 2 日の定義)

第 2 条 週休 2 日制促進工事(以下、「促進工事」という。)における週休 2 日は、月単位の週休 2 日と通期の週休 2 日に分類する。

月単位の週休 2 日とは、対象期間において、すべての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

通期の週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

- 2 対象期間は、契約工期内において、現場施工着手日から現場施工完了日までの「現場施工期間」とする。
- 3 現場閉所日は、原則として土・日曜日及び祝日とするが、現場の特性等により、別の曜日又は日を充てることができるものとする。
- 4 以下の期間は対象期間外とする。
 - ・年末年始の 6 日間
 - ・夏季休暇の 4 日間
 - ・工場製作のみの期間
 - ・工事全体を一時中止している期間
 - ・監督職員があらかじめ対象外としている期間
 - ・関係機関からの緊急要請に対応する期間
 - ・天災(豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等)による災害対応の期間
 - ・工事故等による不稼働期間
 - ・その他、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間
- 5 現場閉所は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要となる作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1 日を通じて現場が閉所された状態をいう。
- 6 降雨、降雪等の天候の影響による予定外の現場閉所日は、休日を含めることができるものとし、現場閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含めて監督職員に報告するものとする。
- 7 地元対応等で、やむを得ず休日等に作業が生じる場合は、原則として作業日の前後 7 日以内に振替休日を取得するものとする。
- 8 月単位の 4 週 8 休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合(以下現場閉所率という。)が、28.5%(8 日 / 28 日)の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。

また、通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%(8日/28日)の水準をいう。

(対象工事)

第3条 促進工事は、市が発注する全ての工事を対象とする。ただし、以下の工事は対象外としてもよいものとする。

- ・緊急性の高い工事(災害に伴う緊急工事)等
- ・現場作業日数が5日以下となる工事等
- ・発注者が実施に適さないと判断した工事

(発注方式)

第4条 発注方式は発注者指定方式を基本とする。

(1) 発注者指定方式

発注者が、月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式

(2) その他

促進工事として発注していない工事において、受注者から月単位の週休2日の取り組みについて提案があり、受発注者による協議を実施したうえで促進工事に取り組むことに合意した場合は、発注者指定方式と同様の取扱いとする。

2 促進工事の発注に当たっては、入札公告及び特記仕様書にて「発注者指定方式」にて取り組む工事の対象とすることを明示するものとする。

(工期の設定)

第5条 発注者は、契約工期の設定に当たっては、準備期間、施工に必要な実日数、休日を含んだ不稼働日及び後片付け期間を積み上げた期間にて工期設定を行うこと。なお、週休2日を理由とした契約工期の変更は原則認めない。

2 契約工期の変更理由が、以下に示す受注者の責によらない場合は、受発注者が協議のうえ、適切に工期の変更を行う。

- ・受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ・著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生した場合
- ・工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた場合
- ・資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ・第4条第1項(2)により、新たに週休2日制工事となった場合
- ・その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた場合

(補正方法)

第6条 経費の補正は、現場閉所の実績に応じて補正を行うものとする。

2 発注者指定方式の経費補正は、当初積算において月単位の4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。また、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たない場合は通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休に満たないものについては、通期の補正係数を除した変更を行うものとする。

(実施方法)

第7条 発注者は、入札公告及び特記仕様書に「週休2日制促進工事」である旨を明示する。

2 工事着手日前に、以下の通り対応するものとする。

- (1) 受注者は、週休2日を前提とした施工計画書及び工程表を提出する。

- (2) 受注者は、対象期間中、「週休2日制促進工事」であることをPRする工事看板等（図1）を設置する。

3 現場施工期間中は、以下の通り対応するものとする。

(1) 天候の影響や地元対応により、休日の振替を行う場合は、原則として事前に工事打合簿にて監督職員の承諾を得ることとするが、天候の急変や緊急工事など急を要する場合は、事後報告でも可とする。

(2) 監督職員は、休日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等についてはワンデーレスポンスに努める。

4 現場施工完了時には、以下の通り対応するものとする。

(1) 受注者は、現場完了日以降5日以内に、「現場閉所報告書（様式3）」を提出し、休日の取得実績について監督職員の確認を受ける。

(2) 監督職員は、月単位の4週8休に満たない場合は、通期の4週8休の補正係数で減額して変更を行う。また、通期の4週8休に満たない場合は、すべての補正係数を除して変更を行う。

5 「現場閉所報告書（様式3）」に虚偽の記載を行った場合、又は促進工事に取り組む意思を表したにもかかわらず、特段の理由なしに促進工事に取り組まなかった場合等、明らかに悪質な行為を行った場合は、「福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく措置等を行う場合がある。

（工事成績評定）

第8条 受注者の責によらず促進工事に取り組めなかった等の明確な理由があり、所定の現場閉所率を達成できないと認められる場合は、減点評価を行わないこととする。なお、土曜日及び日曜日及び祝日に現場閉所を行い、4週8休以上を達成した場合には、工事成績評定の【創意工夫】において加点評価を行う。

（その他）

第9条 その他必要な事項は別に定める。

附則

要領は、令和2年4月1日から施行することとし、令和2年4月25日以降の施行伺にかか
る工事から適用する。

本要領は、令和3年4月1日から施行することとし、令和3年4月25日以降の施行伺にか
かる工事から適用する。

本要領は、令和4年4月1日より施行することとし、令和4年4月25日以降の施行伺にか
かる工事から適用する。

本要領は、令和6年4月1日より施行することとし、令和6年4月1日以降の施行伺にか
かる工事から適用する。

本要領は、令和6年7月25日より施行することとし、令和6年7月25日以降の施行伺にか
かる工事から適用する。

本要領は、令和7年4月1日より施行することとし、令和7年4月1日以降の施行伺にか
かる工事から適用する。

別紙1

入札公告記載例

○ その他

本工事は、「福井市週休2日制促進工事实施要領」の発注者指定方式の対象工事である。

福井市土木工事特記仕様書 (R6. 7)

13	生産性 向 上 ・ 働き方 改革	週休2日制	☐ 本工事は、「週休2日制促進工事(発注者指定方式)」の対象工事である。 受注者は、原則、月単位の週休2日で施工すること。 週休2日の実施にあたっては、「福井市週休2日制促進工事实施要領」に基づき行うこと。 実施要領は、福井市ホームページ「入札の広場」で確認のこと。 実施状況についてのアンケートに回答の上、提出すること。
----	---------------------------	-------	--

原則、発注者指定方式を指定すること。なお、実施要領第 3 条に該当する工事においては、この限りではない。

上記にチェックがない場合においても、受注者より週休2日についての協議があった場合は、実施要領第4条の「(2)その他」の規定に基づき、受発注者間で協議を行い、週休2日の実施について合意がなされた場合は、「発注者指定方式」と同じ扱いとする。

図1 参考図

a) 工事看板(例)

114cm

140cm

ご協力をお願いします

〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇年 〇月 〇日まで
時間帯 〇:〇〇~〇:〇〇

〇〇〇〇工事

この工事は、
週休2日に取り組んでいます。

発注者 福井市 〇〇部 〇〇課
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
施工者 〇〇〇〇建設株式会社

「この工事は、週休二日に
取り組んでいます」
と記載する